

「いしかわ男女共同参画プラン2021」（令和3年3月策定）の概要

誰もが共に活躍できる社会を築くためには、男性も女性も、すべての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現する必要がある。

このため、「石川県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、具体の行動計画として策定した「いしかわ男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画社会形成のための施策を推進してきた。令和2年度に前プランの計画期間満了を迎えたことから、本県の現状や社会情勢、県民意識の変化を踏まえるとともに、国の「第5次男女共同参画計画」も勘案し、新プランの策定を行った。

また、本プランは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置づけられている。

基本理念

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度や慣行についての配慮
- (3) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- (6) 国際社会の動向の勘案

基本的視点

- (1) 社会のあらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進
- (2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進
- (3) 人権が尊重される社会の形成
- (4) 男女共同参画の理解促進

基本目標

- I あらゆる分野における女性の活躍推進
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

プランの期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度まで